

務所の最寄りの供託所から営業保証金を取り戻す。

## 4 営業保証金の還付

### 1. 還付を受けることができる者

宅建業者と**宅建業に関し取引をした者**は、その取引により生じた債権（ex.宅建業者の債務不履行や不法行為に基づく損害賠償請求権）に関し、営業保証金から弁済を受けられる。これを営業保証金の還付という。

#### <注意点①>

「取引をした者」が**宅建業者**の場合は、**還付を受けられない**。

#### <注意点②>

「宅建業に関する取引」以外から生じた債権については還付を受けられない。  
ex. 広告代理店の広告費用、宅建業者の従業員の給料債権

### 2. 還付後の手続き

- ① A（お客さん）に還付
- ↓
- ② 供託所から、免許権者に通知
- ↓
- ③ 免許権者から、宅建業者へ不足額を供託するよう通知
- ↓
- ④ 宅建業者は、免許権者からの**通知を受けた日から2週間以内**に不足額を供託しなければならない
- ↓
- ⑤ さらに供託してから**2週間以内**に、供託書の写しを添付して免許権者に届け出なければならない

## 5 営業保証金の取戻し

取戻しとは、宅建業者が廃業等をしたときに、営業保証金を供託所から返してもらうことをいう。この取戻しには、全額を返してもらう場合と一部を返してもらう場合の2種類がある。

また、この取戻しをする際には、原則として還付請求権者に対し**6ヵ月以上の期間**を定めて、その期間内に申し出るべき旨を**公告**しなければならない。